

若手研究者の課題に関する要望書

主要先進国が軒並み博士号取得者を増やす中、日本は2008年度の人口100万人当たり131人から減少し、2017年度には119人と、アメリカ、ドイツ、韓国の半分以上の水準にまで落ち込んでいる。

日本の大学院の博士課程の学生数は、修士課程から進学する学生が減り続け、ピーク時の2003年度のおよそ1万2千人から、2019年度はほぼ半分の5963人まで減少している。

その大きな原因として、博士課程在籍中の経済的負担と将来的なキャリアパスの不透明さ(アカデミックポスト不足や企業等での待遇の悪さ)が挙げられることは広く指摘されているところである。

欧米諸国では広く博士課程の学生が給料もしくは給付型奨学金を受け取って研究に注力している一方、我が国ではその多くが(研究とは直接関係のない)アルバイトや貸与型奨学金を借りており、修了後に低水準の所得で働く者も少なくない。

また、コロナ禍による研究への支障は大きく、文部科学省の調査によると、大学院博士後期課程の学生の7割が「博士号取得に遅れが生じる」との懸念を持っているという。

以上を踏まえ、若手研究者が抱える課題を解決するため、日本若者協議会は若手研究者を対象にアンケートを実施し、博士後期課程の大学院生を中心に計233名から回答を得た。

その結果、改めて、博士課程在籍者に対する経済的支援と修了者の就職先支援に関する要望の多さが浮き彫りとなり、また研究者番号の発行といった研究上の支障に関する要望も多数集まった。

そこで、日本若者協議会は、当事者の意見を踏まえた上で、若手研究者の課題に関して以下の点を要望する。

記

1. 博士課程学生への経済的支援(給料/給付型奨学金/研究費/学費減免)

アンケートでは、「大学院生に大学同様の給付型奨学金を創設してほしい(20代・男性・大学生)」、「多くの研究者が無給にて日夜研究に勤まなければならないことへの金銭的、そして何より精神的負担に目を向けて欲しい(20代・男性・大学院生(博士後期課程))」など、学費負担や無給の研究活動に苦しむ大学院生の声が多く挙がった。

欧米では、給料(研究費)をもらって修士、博士課程に進学するのに加え、授業料は無償、もしくは給付型奨学金が充実しており実質無償になっているケースが多い。

一方、日本では多額の授業料を支払い進学、博士課程で研究費をもらえる日本学術振興会特別研究員(学振DC)の枠は、採用率が2割程度と非常に狭い門になっている。

そのため、博士課程の学生の6割以上が返済義務のある奨学金や借入金を抱え、そのうちの40.3%が課程修了時に300万円以上の借入金を抱えている(文部科学省科学技術・学術政策研究所調査)。

こうした状況から、博士後期課程に進学する学生数は減っており、大学院生に対し広く経済的支援を行うべきである。具体的には、大学院生への給付型奨学金の拡充や、大学院生雇用のための科研費その他資金の拡充を求めたい。

2. 日本学術振興会の特別研究員奨励費の額面引き上げ&期間延長&雇用関係の締結
日本学術振興会の特別研究員の採用率は、約20%と非常に狭き門である。その上、制度開始時の平成3年(1991年)から額面は変わらず、月額20万円である。これは、学部卒の平均初任給よりも少ない。また、この30年で税金、社会保険料や授業料は大きく上がっている。最低賃金においても、575円から1013円に上昇した東京都をはじめ全国的に増加傾向にあり、物価も大きく上昇している。

他方、特別研究員は、一部報酬受給に関しては緩和されたものの、未だ「職務専念義務(研究専念義務)」があるにもかかわらず、どことも雇用関係がない状態にあるため、社会保険や厚生年金に加入できず、育休・産休手当や期間終了後に就職できなかった場合も、失業手当を受け取ることができない。そのため、日本学術振興会もしくは所属の研究機関(大学など)と雇用関係を結ぶ形に変えるべきである。

また、現状特別研究員の採用期間が2年(DC2)もしくは3年(DC1)になっているが、妊娠出産等のライフイベントや在外研究を挟むと現行の期間では博士号が取得できないなど、十分な期間とは言えない。そのため、期間延長を申請できるようにするなど、柔軟な対応を求めたい。

3. TA/RAの拡充、積極的な活用

現状、教員は事務作業の負担が大きく、学生は学費・生活費を稼ぐために働く時間を取られており、互いに満足のいく学習・研究環境を確保できていない。そのため、大学院生をティーチング・アシスタント(TA)として積極的に活用し、「欧米の大学のように、修士・博士課程大学院生が学部生向けの授業を担当することによって、生活費・研究費を稼ぐとともに教員としてのトレーニングを早い内から積むことができるように、大学のカリキュラムを見直すべき(30代・女性・ポストドク)」である。

また、米国・NSFではR&D予算のうち約17%がRA支援として使用されているのに対し、日本の科研費及びその他の国の競争的資金のうち0.1%のみしかRA支援として使用されておらず、金額も低い。米国のTA・RA支援は合計約204万円であるが、日本のRAは約50万円、TAは約20万円であり、米国のデータがTA及びRAの合算値であることを差し引いても、米国の数値と大きく差がある。そのため、国からの競争的資金の一定割合をRA支援に使用し、大学の学内規則におけるTA/RA支給単価(時給)を上げる等、各大学においてTA/RA支援が充実するよう国が促すべきで

ある。

4. 博士後期課程は独立生計者として授業料免除の審査を行うようにすること

アンケートで「博士課程になっても授業料減額の手続きに親の判子や書類が必要なため親の協力が得られるかによって環境に差が出ること(20代・女性・大学院生(博士後期課程))」という指摘があったように、現状独立生計者として申請するには、父母の「所得証明書」が必要になっており、(最低でも)20代半ばになっても父母の協力を得なければならなくなっている。しかし、そうした父母との関係に左右されずに、低い経済的負担で学ぶことができるよう、博士後期課程の学生は独立生計者として授業料免除の審査を行うべきである。

5. 大学運営費交付金、私学助成の拡充

大学運営費交付金から「競争的資金」への転換に伴い、研究資金獲得のための事務作業増加、不安定な雇用、目先の研究成果を求めるなど、数多くの弊害が生まれている。

そのため、「競争的資金」から大学運営費交付金に組み替え、安定的なポスト拡大(テニユア)、研究環境の改善を行うべきである。

6. アカデミックポストの拡充

令和2年第3次補正予算では、博士課程学生支援として312億円を計上し、修士課程から博士課程に進学する約3万人のうち、半数の1万5000人に生活費相当額の支援が目標とされた。したがって、今後は博士課程に進学する学生が増えることが期待される。

一方、博士課程に進学する学生が増えたとしても、かつての「ポスドク1万人計画」のように、修了後のポストを十分に用意できなければ、「高学歴ワーキングプア」のような、学歴に見合わない低待遇の研究者を生むだけになってしまう。そのため、任期なしのアカデミックポストの増設も同時に急がれる。

7. 公的機関における博士号取得者の積極的な採用、能力に合わせた人事制度への変更
博士後期課程修了者の就職率は長年停滞しており(平成24年度71.6%、平成30年度72.0%)、専門性を活用できる公的機関での積極的な採用を求めたい。萩生田光一文部科学大臣もBSフジのTV番組で「(霞が関では)博士だから何か特別な専門性高い部署に就けるか」というと全然そんなことない」とコメントしていたが、能力に見合ったポストに就けるよう、人事制度の改革も求められる。

8. 事務職員、テクニシャンの採用増

現状、学生が研究とは関係のない業務、研究室の清掃、消耗品の発注・管理、装置の修理等を行っており、研究時間を逼迫し、学生の長時間労働が常態化している。

そのため、清掃員やテクニシャン(技術補佐員)を雇える予算を確保できるよう、研究費の増額を求めたい。

9. 申請書・面接のオンライン化、申請書・報告書の書式を統一、押印の不要化

競争的資金獲得に多くの研究者が乗り出す中、書式が統一されていないことによる不必要な書類作成時間が発生している。

いまだに書類で申請書を提出しなければならないケースも多く、「海外でポスドクをしているため、郵送で送付しなければならない日本の公募に応募しにくい(30代・男性・ポスドク)」という声も挙がっている。コロナ禍でリモートワークが推奨される今、申請書や面接をオンライン化すべきである。

また、日本学術振興会特別研究員が日本学術振興会に提出する書類の中には、いまだに教員や特別研究員本人の押印が必要である。一方、日本学術振興会は最近になって、「会内の規程改定により、本会からの発出書類の公印押印については、特に必要と認められる場合に限られる事となりました」と方針を変えた。日本学術振興会からの書類に押印が不要になったのであれば、研究員や受入教員の押印も省略可とすべきではないか。

10. 研究者番号の発行

非常勤講師への研究者番号の未発行が、研究に支障をきたしている。

たとえば、科研費を申請できない、大学施設を利用できないという問題につながっている。具体的に、現行の科研費申請システムでは、研究機関と認定されている組織に所属しない限り、研究者番号が付与されず、科研費の申請ができない。

また、非常勤講師に、図書館やオンラインアーカイブ等の学内施設の利用を許可する大学があれば、そうでない大学もある。

十分な環境で若手研究者が研究に打ち込めるよう、研究者番号を発行すべきである(例えば博士号取得時に大学側が発行するなど)。

11. 若手研究者のために大学での保育施設の拡充

近年、社会人学生が増える中、子どもを持つ学生・若手研究者が増加している。今後も、リカレント教育が推奨されていることから、さらなる増加が予想される。

しかし、大学には保育施設が不十分であるため、子どもを持つ(特に女性の)若手研究者や学生は研究がしづらい環境にある。その結果、送迎時間の発生につながり、研究を中断・時間削減せざるを得なくなっている。

したがって、若手研究者のために大学での保育施設を拡充すべきである。

12. 出産・育児と研究者の両立に関する支援(出産・育児等による任期延長、科研費の機関管理、産休・育休中にも研究費を執行できるように)

アンケートにおいて、「出産・育児・介護・傷病により研究を中断せざるを得ない者に対する保障が乏しく(学振特別研究員の場合は無給になる)、研究職を諦めることを余儀なくされる者も少なくないので、手当を出すことを考えるべきである(30代・女性・ポスドク)」、「(出産・育児等による任期延長もしくは)任期が切れた後も、元の所属機関で科研費を引き続き機関管理してもらえ

ように：常勤職でない研究者は、身分が細切れで、必ずしも継続的に確保できない。特に女性は、出産・育児により身分が途切れてしまうことがしばしば生じる。身分の切れ目＝科研費の機関管理が不能に→研究ができない→業績が増えない→研究職からどんどん遠ざかる、という負のループが発生している。任期が切れても、せめて科研費の継続課題がある間は、元の所属機関で引き続き管理してもらえることを標準化（できれば研究機関側の義務と）してほしい。一部大学ではすでに可能であると認識しているが、国立の研究機関では不可能なケースが多いと感じている（30代・女性・ポスドク）。「育休・研究中断中であっても科研費の執行を可能に：研究中断中であっても、中断前に投稿していた論文がアクセプトされ、高額な論文掲載料（～30万程度）が発生することがある。また中断中、自身の代わりとなる者や協力者を雇用できれば、研究活動をストップさせなくて済むこともある（特に、縦断研究を行っている研究者にとっては、研究を一時中断することは死活問題である）（30代・女性・ポスドク）」など、出産・育児と研究者の両立に関する課題が指摘されており、両立に向けた支援を行うべきである。

特に産休・育休の間、研究費が使えないために、たとえば研究代表の女性研究者が子供を産む選択をすることが、研究チームの研究員や支援員を解雇することと同義になってしまっている現状が存在する。今後女性研究者を増やしていくためにも、育児休業中であっても研究の部分的継続が可能な仕組み、産休・育休中にも研究費を執行できるよう改善を求めたい。

13. アカハラ・セクハラ防止

教員という立場を利用して学生に嫌がらせをする「アカデミック・ハラスメント（アカハラ）」や性的嫌がらせをする「セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）」（対象は男女を問わない）や女性研究者に対する「マタハラ」、育児を率先して行う男性に対する「パタハラ」などが問題となっている。

しかし、研究室内、大学内という閉鎖的な環境で起こっているために、大学内部の相談窓口に訴えても、調査されなかったり、ハラスメントをしたとされる人に訴えがあったことが通告され、訴えた人の立場が危うくなるケースも存在する。

そのため、独立した対応機関の設置、具体的には所属機関の垣根を超えたアカハラ対策委員会を政府が設置し、大学の懲戒委員会とも連携して、迅速に事案が解決されるような制度を作るべきである。また、同時に、情報公開の徹底、キャンパス・ロイヤル制度・被害者救済制度の強化も求められる。

さらに、被害を受けた研究者の今後の研究活動に支障が出ないよう、大学でハラスメント加害者として懲戒処分を受けた教員を、日本学術振興会の審査員として任命することがないように、学振には制度を作って頂きたい。

14. 研究機器の設備整備予算の拡充、共用化の促進

国立大学等の設備整備予算は減少傾向にあり、新規購入や更新が困難になり、設備の老朽化・陳腐化が進行している。また文部科学省の調査によると、大学等有する汎用的な研究機器10種類のうち、共用されているのは2割程度と、共有化が進んでおらず、無駄な支出を抑えるためにも、各大学の管理システムや利用・料金ルール等の整備を進めるなど、他の研究室との共有

化を促進すべきである。

15. 学振補欠採用者の採用、もしくは大学フェローシップ創設事業での採用配慮

令和3年度の日本学術振興会特別研究員(DC1)において、「予算があれば採用される」と通知された学振の補欠者には予算が回らず、別の新しい博士支援制度(大学フェローシップ創設事業)の方に新規予算が追加されたために、補欠採用者から「学振補欠合格者を優先的に採用すべきではないか」という声が上がっている。そのため、学振への補欠採用もしくは、大学フェローシップ創設事業での優先的な採用、その配慮を求めたい。

参考:

・日本若者協議会 若手研究者の課題に関するアンケート

<https://youthconference.jp/wp/wp-content/uploads/2020/10/6e9c151d24f81ea6ac081212f348f6fb.pdf>

・日本若者協議会とは

2015年から「若者の声を政策に反映させる団体」として各政党との政策協議、政策提言を行っている団体です。若者の政治参加、教育、子育て、労働、ジェンダー、環境問題など、若者に大きく関係する政策を主に提言しています。2016年参院選や2017年衆院選、2019年参院選では、主要6政党の公約に載せることに成功し、すでに多くの提言が実現しています。2018年5月に発足した超党派の「若者政策推進議員連盟」では事務局を担当。個人・団体会員の合計は約4,600名となっています(2021年2月時点)。

<https://youthconference.jp/>

以上